

役員旅費規定

平成 22 年 4 月 1 日

役員等の報酬及び費用弁償に関する規定

(目的)

第1条

この規定は社会福祉法人 明德福社会 役員等が出張または理事会出席、業務打ち合わせ等のため、本部及び施設、関係者等を訪れる場合の日当及び費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条

本規定でいう役員とは理事及び監事をいう。また、役員等とは役員及び苦情解決第三者委員をいう。

(理事会の出席報酬等)

第3条

理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費（以下報酬等という）を支払うことができる。なお同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても第4条の報酬等はこれを支払わないものとする。

2. 交通費の実費が実費弁償費を超える場合にはその実費とする。

(役員等の勤務報酬等)

第4条

理事長が理事会（出席）以外の日において法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は別表2により報酬等を支払うことができる。

2. 理事が理事会（出席）以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のため、業務にあたった場合は別表2により報酬を支払うことができる。

3. 苦情解決第三者委員が本来業務を行った場合、別表2により報酬等を支払うことができる。

4. 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合にはその実費とする。

(監事の報酬等)

第5条

監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬等を支払うことができる。なお理事会に出席し、かつ同日あわせて監事業務を行った場合であっても本条次項の報酬等はこれを支払わないものとする。

2. 監事が理事会（出席）以外の日において法人及び施設の指導検査への立会い、及び運営状況の指導、または監査業務にあたった場合は、別表2により報酬等を支払うことができる。

3. 交通費の実費が実費弁償等の額を超える場合はその実費とする。

(出張旅費)

第6条

役員等が、法人の業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2. 旅費は実費を支給する。
3. 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
4. 旅費は実情を考慮し増額することができる。
5. 旅費等は原則として出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後に精算することができる。

(適用除外)

第7条

施設の職員を兼務する役員はこの規定を適用しない。

(改正)

第8条

本規定の改正は理事会の議決を経なければならない。

付則

1. この規定は、平成22年4月1日より適用する。

別表1（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席 報酬	4,500 円	2,500 円

別表2（日額）

名 称	報 酬	実費弁償費
理事及び監事 報酬等	4,500 円	2,500 円
苦情解決第三者委員 報酬	4,500 円	2,500 円

別表3（日額）

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実費	20,000 円	4,500 円	実費